

# 『明史』宦官伝を読む

酒井恵子

はじめに

宦官とはいかなる存在か。尾崎雄二郎・竺沙雅章・戸川芳郎等編『中国文化史大事典』（大修館書店、2013）には「去勢された男子で、君主の宮廷とくに後宮に仕える者」で、「春秋戦国時代から史上に現れており、……歴史上宦官の専横が顕著なのは、後漢・唐・明の3王朝」とする。そして宦官の専横が最後に顕著であった明については、「永楽帝のころから宦官が重用され、英宗以後は独裁的権力を握る者も現れた。宦官の最高職である司礼監太監は内閣の首席大学士よりも権力が強く、軍事・警察・司法も掌握した」と記す。これほどの権力を有した明代の宦官の供給源については「明清時代には下層の庶民のなかから富貴を夢みて宦官となる者が多く現れた」と説明し、「清滅亡後の 1923（民国 12）年、退位した宣統帝に仕えていた宦官が追放され、中国の宦官は消滅した」（166・167 頁）とある。

それでは、宦官はこれまでどのように評価され、研究されてきたのだろうか。たとえば正史をみていくと、『後漢書』から初めて宦官の列伝が現れるが、その「宦者伝」（卷七八）の冒頭には、宦官が制度的に整えられ、権力をもっていく様が述べられ、一四名の伝が載せられる。『魏書』では「閻官伝」（卷九四）に二五名立伝される。そして『新唐書』においても「宦者伝」上（卷二〇七）の冒頭に宦官制度について列記され、数千人の宦官が権力を握っていく状況が記される。そして最後に「贊に曰く、……漢、唐相い去ること五百歳、乱を産み亡を取ること猶お一轍を踏むがごと」しと総括され、上に一三、下に八名立伝される（卷二〇八、宦者伝下）。『旧唐書』卷一八四、宦官伝では一五名立伝。『新五代史』卷三八「宦者伝」には二名立伝されているが、そこには「古より宦者人の國を乱すは、その源女禍より深し。女は色のみ。宦者の害は、一端に非ざるなり」と記される。『宋史』は卷四六六～四六九が宦者伝であるが、宦者伝一には「宋世の宦者に待すること甚だ厳し。太祖初めて天下を定め、掖庭の給事五十人を過ぎず、宦寺の中年方に養子もて後と為すを許す。又た臣僚に詔して家に閻人を私蓄する母く、民間に童孺を閻して貨鬻と為す者有らば死を論ず。唐を去ること未だ遠からざれば、懲らしむる所有るなり」とあるが、一には一五、二は一六、三は一四、四は一〇名と立伝者数が多い。『金史』（卷一三一、宦者伝）は後漢・唐の

害を理解して宦官を少なくしたとし、三名しか立伝していない。『元史』（巻二〇四、宦者伝）においても、過去に鑑み、宦官を抑制したため、二名しか立伝されていない。一方『明史』（巻三〇四・三〇五、宦官伝）については、一が三六、二は二〇名立伝されている。『清史稿』は、職官（巻一八五、職官志五、内務府、宦官）に載せられるのみで、列伝はない。なお、宦官は『漢書』では佞幸伝（巻九三）に、『北齊書』は恩倅伝（巻五〇）（『北史』巻九二、恩幸伝はこれと同じ）に複数名列挙されていることもある。このように宦官として独立して立伝されない場合があるものの、これほど多くの正史に宦官伝があることは、宦官が中国の歴史を理解するうえで重要な存在であることを物語っている。

次に、参考すべき書籍は評論である。たとえば趙翼『廿二史劄記』には、『後漢書』について述べた巻五で、「東漢宦官」「宦官之害民」「漢末諸臣効治宦官」「宦官亦有賢者」があり、『新旧唐書』について述べた巻二〇には「唐代宦官之禍」「中官出使及監軍之弊」「唐宦官多閩廣人」、『明史』について述べた巻三五には「明代宦官」があり、長文である。そのほか有名なものとしては黃宗羲『明夷待訪錄』「奄官」上下、顧炎武『日知録』巻九「宦官」「禁自宮」がある。このように宦官は宮中に仕える権力に近い存在で、時として政治を乱したと評価される存在であったため、正史に伝が立てられ、議論もされた。

一方、日本における研究は、「去勢された」男性という点に注目が集まり、本格的な研究はあまり進まなかった。1963年に出版された三田村泰助『宦官 側近政治の構造』（中公新書）が現在でももっともまとまった宦官に関する書籍であることからも研究状況がわかる。その後、『月刊しにか』2000年11月号において「宦官」の特集がくまれ、「中国史上の大事件にしばしば宦官の姿が見え隠れしており、宦官の存在を避けて中国の歴史を十分に説こうとすれば相当な困難を伴う」とし、その一方で「個々の事例に関する場合を除くと、中国史という学問研究の観点から宦官に焦点を当てた著書や論考は未だごく限られている」と当時の宦官研究について説明する（石橋崇雄「中国史のなかの宦官」16頁）。そして宦官が去勢することで親から受け継いだ身体を傷つけ子孫を残すことができないという儒教の徳目「孝」に完全に反する存在であることを提示したうえで、「それにも拘わらず、一般に宮刑が廃止されたと言われる隋代以降も、自ら進んで宦官になったり、幼くして親の手によって去勢されて宦官になる、いわゆる自宮宦官が中国には多く生まれているのである。こうした現象の背景として、去勢されることで生涯課せられる絶対的負の評価を遥かに越える見返りの得られる要素が当時の中国にはあったと考えるべきであろう」と問題提起している（石橋17頁）。

ここでいう見返りについて、岩井茂樹「ある宦官の生涯—宦官小徳張略伝」冒頭には「『自宮』した男性が、職業として宦官を選択するようになったのは宋代以降のこと」という。自由な競争社会である中国では、男はだれしも昇官発財の夢をみる。しかし、官僚や商人になるのは容易なことではない。そもそも、家庭の貧窮が出世競争への参加を阻む。才能や資本をもたない男にとって、自宮はさいごの大博打であった」とある（70頁）。自宮については、1932年にすでに清水泰次が「自宮宦官の研究」（『史学雑誌』43）を発表しており、明代の自宮について多角的に考察されている。そこですでに自宮は「富貴」目的であると『明実録』の記事を提示しつつ指摘されており、宦官が富貴になる一手段と認識されていたことがわかる。

さて筆者はこれまで、特権獲得手段として善行者表彰—旌表—および特権獲得手段として最も一般的な科挙を含む官僚登用制度について考察してきた。旌表が制度として整えられるのは唐代で、明代以降女性への旌表数が増加する。科挙は宋代に受験者が増加し、制度としては明代に完成をみた<sup>1)</sup>。こういった中国史の特権獲得に関する制度と宦官を比較検討することで、当時の中国社会、宦官とはいかなる存在であるのかをこれまでとは異なる視点から明らかにできるのではないか、というのが筆者の今後の見通しである。このことを明らかにする初步的作業として、本稿では、宦官をひとりの人間として理解するうえで最も基本的な『明史』宦官伝を旌表・科挙と関連づけて検討したうえで、今後の展望を示したい。

## 1、明代宦官研究

宦官について知りたいとおもえば、まず先に挙げた三田村『宦官』を読むことになるが、一からひとりで執筆したのではなく、参照した文献がある。そこで、それら参考文献を二篇紹介する。

まず最初に桑原隠藏「支那の宦官」（『大阪新聞』1923年8月3—5・7日）について。これは中国の宦官について概観したもので、具体的に史料をほとんど提示していないが、明清時代についての記述が多く、自宮については「自分から進んで宦官を志願するなど、常識では考へられぬが、利慾に目のない支那人のこと故、将来の富貴出世目當に、存外志願者が多い」と記す<sup>2)</sup>。

次に、清水泰次「自宮宦官の研究」。本稿と関係が深い論考のため、詳細に紹介したい。まず自宮は『万暦野獲編』卷六、内監、丐闥の記事に従って宋代からだとする。そして明代において自宮の禁令が下されたのは、永樂一九年（1421）七月丁卯「自宮

の禁を厳しうす」(『太宗実録』)<sup>3)</sup>、「自宮求進」の最初の事例として『仁宗実録』永樂二二年(1424)九月戊子の「長沙の府民、自宮して内侍為るを求むる者有れば、通政使司以聞す。上曰く、游惰不孝の人、自ら父母を絶するを忍びて、豈に左右に在らしむべけんや。発して卒と為し辺に成す」条を挙げる。成化・弘治・正徳では、自宮は死罪に処せられることになったとして万曆『大明会典』卷八〇、礼部三八、自宮禁制を挙げる。「成化九年(1473)令。私自淨身し進用を希求せし者、本身は死に処し、全家は煙瘴の地面に発して軍に充つ」。その後、弘治五年には『大明律』の条例に編入されたとして条文を挙げる(『大明律集解附例』卷二六、刑律、雜犯、閹割火者)。万曆『大明会典』自宮禁制から、正徳帝は元年(1506)、九年(1514)に自宮者を死罪とする厳罰主義の令・詔を出していることと、劉瑾への対応との対比を指摘している。

その後、万曆になると宦官を認可制にすることになる。

一、万曆十一年(1583)八月内節奉せる聖旨。自宮禁例、載せて会典に在り。我が皇祖の明旨甚だ厳なるも、乃ち無知の小民、往往にして禁を犯して私割し、和氣を傷つくるを致さば、都察院に著して、便ち五城御史に行せしむ。及び各省直撫按衙門に通行し、嚴に禁約を加え、今自り五年以後、民間に四五子以上、一子を以て官に報じて閹割せるを願う者有らば、聽す。有司冊を造り部に送り、收補の日を候ちて選用す。如し私割するもの有らば、例に照らして重治す。鄰佑挙げざるものは、一併に罪を治めて饒さず。此を欽めよ。

『大明律集解附例』卷二六、刑律、雜犯、閹割火者

このような状況になった理由は、必要な宦官の増加にあるとする。そして宮廷以外で奉仕する「火者」についても考察される。

次に自宮志願の理由について「富貴」と「重税貧乏」を挙げる。そして宮した後の生活、宮して職を得るために都にやってきた者たちへの朝廷の対応、宦官として宮中の職を得られない自宮者について考察を進めたところで終わる。

日本における明代宦官に関する研究は、数そのものが多くなく、個別の宦官の研究や制度、宦官の権力基盤となる司礼監、宮廷外での軍政の監督、税の徵収など特別な任務=特務職の考察等が行なわれてきた<sup>4)</sup>。このような研究は、明代の政治を理解する上で必要不可欠な宦官について、その職掌からアプローチするものであり、君主独裁制を理解する上でも重要な課題である。また、次節で取り上げる『明史』宦官伝をみても、政治との関係で取り上げられ、政治を翻弄した者や民を苦しめた者などが列挙される。

中国語圏の研究状況については、齊暢『宮内、朝廷与辺境—社会史視野下的明代宦

官研究』（中国社会科学出版社、2014）第一章「緒論」に詳しいので、これによって簡単に紹介する。まず、政治史の観点からの研究について。1950年に、宦官の専権、特に特務職に関する成果、丁易『明代特務政治』が出版された。しかしこれは当時の政治闘争に關係づけてなされた研究のため、宦官を歴史的に考察したものとは言い難いとする。その後80年代以降も宦官専権が主要な研究課題であったが、経済・軍事・文化・外交との関係の研究もなされるようになった。宦官が経済の破壊に関与したこと、宦官が軍事領域に介入したことによって明朝の滅亡が加速したこと。宦官が外交に関わったことなどである。90年代になると、宦官を否定的に評価するだけでなく、積極的な意義を評価するものがあらわれ、その後もこういった傾向が続いているという。次に社会史の観点からの研究について。宦官は仏教を信仰していることから、宦官の仏教崇拝、僧侶との交流、北京地区寺院の興衰との関係など、仏教社会史の視点の研究を紹介している。

研究書も近年出版されており、宦官と経済の関係や内閣との関係に関する論文等を収録した杜婉言『明朝宦官研究及其他』（中国社会科学出版社、2017）、宦官制度を全面的に考察された胡丹『明代宦官制度研究』（浙江大学出版社、2018）がある。また、『中国宫廷史研究叢書』に収められる研究は宦官に触れている場合があるが、特に謝貴安・謝盛『明代宫廷教育史』上下（故宮出版社、2015）第十一章「化宦成儒：明代宫廷中的宦官教育」、第十二章「特殊師生：内書堂教師与学员」は宦官が政治に介入できるようになる契機ともいえる宦官教育について考察したものである。

前近代中国において、宦官という存在をより客観的に理解することが、今の中を理解するうえで必要だという認識の高まりによるものであり、宦官の存在しなかった、また専制国家ではなかった日本との宦官に向き合う姿勢の違いが、研究状況に反映されているといえよう。

## 2、明代宦官史料と『明史』宦官伝

### （1）明代宦官史料

明代の宦官について記されている史料は、先にあげた評論以外に、王世貞『弇山堂別集』中官考（卷九〇～一〇〇）は有名である。これは編年体で書かれた明代宦官の歴史である。『酌中志』は明代の宦官劉若愚が著したものであることから、よく利用される史料である。このほか『万曆野獲編』卷六、内監や補遺一、内監もある。

明代宦官の伝記を収録しているものとしては、遠藤尊信「司礼監太監に至る過程と

宦官の経歴について』(『秋大史学』50、2004)によれば、分量があり利用しやすい史料としては以下のものがある。『国朝献徵錄』卷一一七、寺人、。何喬遠『名山藏』卷八七、宦者記。查繼佐『罪惟錄』卷二九、宦寺列伝。後世の編纂史料としては、碑刻を集めた『北京図書館藏中国歴代石刻拓本匯編』(中州古籍出版社、1990—1991) 第51~60冊がある。

また、近年は宦官に関する史料集も出版されている。早いものとしては王春瑜・杜婉言編著『明代宦官与經濟史料初探』(中国社会科学出版社、1986)があり、特務職にあたる徵税業務に関連する史料集である<sup>5)</sup>。これは文集・奏疏・野史・筆記等を主として、『明史』『明実錄』『皇明經世文編』や地方志は除いて編輯された史料集である。胡丹輯考『明代宦官史料長編』(鳳凰出版社、2014)は上中下3冊で、『明実錄』を軸とした編年体の史料集である。そして政書・正史・文集・野史・筆記、さらには地方志・碑刻、朝鮮『李朝實錄』など多くの史料を用いて考証し、また重要な史料を「本年附」として載せる。考証については関連する研究も紹介されており、『明実錄』宦官記事の詳細な注釈書といえよう。さらに宦官研究に有用な史料の特徴も「明代宦官史料概覽(代前言)」に解説されている<sup>6)</sup>。

このように近年利用できる史料は増加しつつあるが、まずは基本史料である『明史』宦官伝を読み、何がわかり、何がわからないのかを明らかにする。

## (2) 『明史』宦官伝

明代の宦官について、もっともまとまった形で整理された史料は『明史』宦官伝であり、最初に読む史料である。そこでは最初に明代の宦官について次のように総括する。

初め、太祖の制、内官の書を読み字を識るを許さず。後、宣宗内書堂を設け、小内侍を選び、大学士陳山をしてこれに教習せしむるに、遂に定制と為る。是れを用て文墨に通じ、古今に曉く、その智巧を逞しうし、君に逢いて奸を作るもの多し。数伝の後、勢成して積重し、王振に始まり、魏忠賢に卒る。その禍敗を考えるに、その漢・唐を去ること何ぞ遠からんかな。間ま賢者、懷恩・李芳・陳矩の輩の如き有ると雖も、然れども利一にして害百なり。今その成敗に関わる有る者を摭いて、宦官伝を作る。

卷三〇四、宦官伝一には、伝冒頭に列挙されているのは二四名、その他、中央研究院のデータベースでは、さらに一五名の宦官の名をひろうことができ、鄭和から始まり、嘉靖までの宦官が立伝される。卷三〇五、宦官伝二は一八名でさらに二名確認で

き、隆慶から明滅までの宦官が立伝される。

鄭和は永楽・洪熙・宣徳帝につかえ、さまざまな国・地域へ派遣されたことから、「俗伝に、三保太宦西洋下りは、明初の盛事と為すと云う」と評価し、永楽帝によって派遣された他の宦官についても記す。彼らは永楽帝にとって信頼のおける宦官であった。次は土木の変前後の宦官が続く。土木の変を引き起こした王振と関係する宦官、景泰間の宦官が立伝されるが、紹介しておきたいのは、范弘という土木の変で亡くなった人物である。范弘は永樂中に交趾から「童の美秀なる者」として連れてこられて宦官にされた。永樂帝に気に入られ、教育も施され、司礼太監までのぼりつめた。明代には自宮が問題視されるようになるが、他国から連れてこられるというのも宦官の供給源である。王振については、「少くして内書堂に選入し、英宗東宮に侍」とあり、宣徳までは宦官が政治に関与することを禁止していたが、正統帝は幼くして即位したため、そこにつけいって出世していったのである。

次に賢者として挙げられていた懷恩だが、かれは兵部侍郎戴綸の族弟であった。戴綸は宣徳帝の幼い頃の教育係をしていてことから、宣徳帝が皇帝になってからも諫言をしたため、殺されてしまった(『明史』卷一六二、本伝)。懷恩の父である太僕卿戴希文の家も籍没されたため、まだ幼かった懷恩は宮されて小黃門となり、懷恩という名を賜わった。このような家柄だからであろう、彼は皇帝が誤った判断をせぬよう尊く存在であった。同じく覃吉も後の弘治帝の教育係をつとめているが、最後に「弘治の世、政治は醇美にして、君徳は清明、本を端し始めを正すに、吉これに力あり」と評価する。

この後は成化帝の貴妃である万貴妃と繋がっていた汪直、(広西の少数民族)の伝があり、同じく万貴妃と繋がっていた梁芳、および芳党の伝が続く。弘治間の宦官は「中官法を守り、詔を奉じて鎮に出づる者多く……皆な廉潔にして民を愛す。兵部その事を上し、勅を賜いて旌励す」とある。ただし弘治間の宦官として立伝されている何鼎はよき宦官であったが誣告により死罪となり、李廣と蔣琮の二名は悪事をなしたにもかかわらず死罪を免れており、弘治時代を好意的に評価しながら、宦官への処遇を誤った事例が挙げられている。

宦官伝一の最後は劉瑾とその党のものであり、詳細に記されている。ちなみに次節でみる科挙の合格者定員について、劉瑾は自分の故郷と仲間である焦芳の故郷河南の鄉試合格定員を増加したとされている<sup>7)</sup>。そして嘉靖帝は「正徳時の宦官の禍を習見し、即位後近侍に御するに甚だ厳にして、罪有ればこれを撻ち死に至らしめ、或いは尸を陳ねて戒めを示す」とあるように、宦官に厳しく接した結果、宦官の勢力は弱まつ

たとする。

さて宦官伝二は隆慶の宦官から始まり、よき宦官とされる李芳の伝が最初にある。しかし彼は皇帝に諫言したため処罰されてしまう。次は馮保、万曆間の悪事をなした宦官、特に「礦税の禍」に関わる宦官が列挙される。その後に万曆間ではあるが冷静で客観的な判断で多くの命を救ったよき宦官とされる陳矩、東林党とつながりがあつたため魏忠賢に殺された王安の伝がおかれ。そして、魏忠賢も詳細に記されるが、彼は博打で負けて自宮したとある。『酌中志』の著者劉若愚も載せられているが、最後に明朝滅亡時の宦官について、賊との戦いで指揮をとった者、賊に投降した者、王朝滅亡に殉じた者等が載せられる。

以上、宦官伝を概観してきたが、宦官と皇帝の距離は、近くなりすぎると反省して距離を置くようになる。宮中でのことであればまだ修正のしようもあるが、万曆時代のように民に害を与えるようになると、気づいた時点では既に遅く、国の滅亡へと進んでいき、魏忠賢が決定打であった、という筋書きになっている。このような史料を最初に読めば、宦官の悪事やそれを可能ならしめる制度、しくみに興味をもつのは自然なことである。しかし、そのような宦官伝にあっても、教育を施されたことによる出世、あるいは自宮といった事例も皆無ではない。

また、立伝者のうち一九名は出身地がわかる。一一名は現在の河北省・北京になる。山東二名、山西・陝西・浙江が各一名である。出身地のわかる宦官が少ないなか、これほど北京近郊に偏っているのは何故なのか。岩井は「明清時代をつうじて、宦官になるのはけっして突飛な職業選択ではなかった。とりわけ北京への交通の便のよい地域ではそうであった」（「ある宦官の生涯—宦官小徳張略伝」71頁）という。確かに実録から自宮者で出身地を特定できる事例を年代順に確認してみると、甘肅一名（『仁宗実録』永樂二二年一二月癸卯）、山東（『宣宗実録』宣德元年四月乙亥）、山西九名（宣德元年一二月丙子）、河南六名（『宣宗実録』宣德七年七月丙子）、河北（『英宗実録』正統五年一〇月丙戌）、江蘇三四名（『英宗実録』天順三年六月癸酉）、甘肅一三名（『英宗実録』天順四年七月戊寅）、河北一一名（『憲宗実録』成化元年七月丁巳）、山東七一名（『憲宗実録』成化元年八月己丑）、北京（息子を自宮した者が処罰された一件。『憲宗実録』成化一一年二月壬辰）、湖北一六名（『孝宗実録』弘治三年正月庚申）があり、北方が多いという傾向はみられるが、宦官伝に立伝される者にも北京周辺出身ではない者もいる。この点については、より多くの伝による検討を要する。

### 3、特権獲得手段としての科挙・旌表と自宮

#### (1) 科挙・旌表と自宮

明代における特権獲得に最も有用な手段は官僚あるいは官僚予備軍になることであり、官僚や官僚予備軍と同じ特権と榮誉、すなわち徭役免除特権と牌坊が得られる旌表が挙げられる<sup>8)</sup>。自宮は徭役を逃れるためや貧しさによるともいわれるが<sup>9)</sup>、よりよい生活を求めての行為であることから、科挙・旌表と比較しつつ、自宮について検討したい。

明代の学校・科挙の状況についてみると、宣徳三年に(1428)に儒学の学生のうち、正規定員廩膳生員以外の増広生員の定員化がなされ、正統一二年(1447)には定員外の附学生員が認められる。これにより生員数は実質無定員となった<sup>10)</sup>。それに少し遅れて科挙合格者定員も増加し、鄉試合格定員をみていくと洪武三年(1370)は全国で五一〇名だったが、正統五年(1440)には七四〇名、景泰四年(1453)は一一四五名、その後も微増するが最後に大幅増加されたのは万曆四三年(1615)の一九八二名である<sup>11)</sup>。また会試合格定員をみると、洪武・永樂年間は王朝草創期であり、大量の官僚肅清も重なり合格者数は一定しないが、宣徳五年・八年・正統元年・四年には一〇〇名だったものが、七年・一〇年・一三年には一五〇名に増え、さらに景泰二年は二〇〇名、五年は三五〇名と一気に増加する<sup>12)</sup>。

鄉試・会試合格定員が増加される頃、穀物寄付者を「義民」として旌表し、特権・榮誉を与えたことが、実録では正統二年(1437)以降に確認できる<sup>13)</sup>。この最初の事例では稻穀千石余を寄付して國家の賑恤を助けた者が「義民」として旌表されている(『英宗実録』正統二年五月戊午)。旌表の具体的な内容は璽書の賜与、家の徭役免除であった。これは各地の飢饉への対策として、「富人」の穀物を貧民に貸与し、雜役免除を利息にあてるようなされた上奏に基づく(『宣宗実録』宣德一〇年五月乙未)。穀物寄付者である生員が任官資格を得られる国子監へ入学できるようになるのは景泰四年(1453)であるが(『英宗実録』景泰四年四月己酉)、その時の鄉試合格定員は先に挙げたように一一四五名となっている。なお義民旌表は正統・景泰年間にさかんに行なわれ、一五〇〇名以上確認できるが、景泰元年(1450)正月には「冠帶」給与が追加され(『英宗実録』景泰元年三月辛未)、五年には「補官」が追加された(『英宗実録』景泰五年七月甲戌)。庶民にも認められた時期は嘉靖一六年(1537)五月戊申である<sup>14)</sup>。こうして富裕層は物品寄付によりなにがしかの特権をえられるようになっていった。科挙や義民旌表は富裕層を対象にしたものではあるが、自宮が問題視される時期

とほぼ同じ頃に特権を求める人々が増加したことがうかがえる。これは現政権を富裕層が受け入れ、それによって特権を得ようとしたことを意味しよう。

義民旌表は特殊なものであるため、一般的に行なわれていた「孝子・順孫・義夫・節婦」への旌表はどのように実施されていたのかをみていきたい。

洪武元年（1368）に「凡そ孝子・順孫・義夫・節婦、志行卓異なる者は、有司の正官挙明し、監察御史・按察司体覆し、上司の正官に轉達し、門間に旌表す」と定められ（『大明令』礼令）、それと同時に「凡そ民間の寡婦、三十以前に夫亡くなりて志を守る者、五十以後も節を改めざる者は、門間に旌表し、本家の差役を除免す」と、節婦は主たる徭役免除特権付与の対象とされた（『大明令』戸令）。そして富裕層が不正な旌表申請によって徭役免除特権を獲得することのないよう、都察院の職掌が明記された。

一、節義。本府に仰せて境内の応有る孝子・順孫・義夫・節婦を取勘せしめ、果たして志能く卓異にして、明著なる実跡有らば、結罪して举保す。富を挙げ貧を遺し、差徭を影蔽し、扶同して弊を作すを得る母かれ。具さに依准して回報す。  
あらゆ

『諸司職掌』都察院、十二道監察御史職掌、出巡

この後、徭役免除特権と旌表の関係を示す史料はみえなくなるものの、富裕層のみが旌表されているとの指摘はなされ続けた。永樂五年（1407）には「節義を旌表するは、俗を励ます所以なり。……設し挙ぐるを准さるる者有らば、吏胥錢物を需索し、否んば則ちその短を誣論し、事竟に行されず」との報告がなされ（『太宗実録』永樂五年五月甲子）、正統一四年（1449）の詔の旌表に関する条にも「一、義夫・節婦・孝子・順孫を旌表し、以て風俗を励ますは、國家の善政なり。近ごろ有司視て常事と為し、富者は即時曲げて保勘せられ、貧者は終身上達を得ずと聞く」と述べられる（『英宗実録』正統一四年一二月丙辰）。このような状況は変わらなかったようで、正徳一三年（1518）・嘉靖二年（1523）には旌表対象除外者が明文化され、官僚・進士・舉人・命婦が対象から除外された（万曆『大明会典』卷七九、礼部三七、旌表）。官僚・進士・舉人は牌坊が建てられていることをもって旌表対象から除外されたのだが、すでに徭役免除特権を得ている<sup>15)</sup>。このことから、特権を得ている家がさらなる特権・栄誉獲得目的で旌表を求めていたことがわかる。

科挙も旌表も富裕層が利用しうる手段であり、明代においては、すべての人々が利用可能な特権獲得手段ではなかった。

## (2) 不孝な行為—割股・烈と自宮

自宮は不孝な行為と見なされていた（『太宗実録』永樂二年九月戊子）。顧炎武も「禁自宮」で自宮に反対していた。それでは、桑原隠藏「支那の孝道殊に法律上より觀たる支那の孝道」（『狩野教授還暦記念支那学論叢』1928）<sup>16)</sup>、「支那人間に於ける食人肉の風習」（『東洋学報』14（1）、1924）<sup>17)</sup> すでに指摘されている、富裕層でなくとも旌表される可能性のある、親から授かった身体を傷つける行為で旌表対象とされた時期もある、身体の一部を病の親に食べさせる割股はどのように評価され、いかなる対応がとられていたのかみていきたい。

明代においては早々に旌表対象から除外された。まず洪武二七年（1394）、母の病を治すために脇の肉を割きさらに三歳の息子を殺した者の旌表申請をきっかけに、元代にすでに旌表対象からはずされていた、父母などのために身を傷つける行為への旌表が禁止される。

礼部議して曰く、……臥冰・割股、前古聞こゆる無く、後世に出づると雖も、亦たこれ間見す。割肝の若きに至りては、残害尤も甚だしく、且つ如し父母止だ一子有りて、割肝・割股して或いは生を喪うに至り、臥冰して或いは凍死するを致し、父母をして依る無く、宗祀をして永絶せしむれば、反って不孝の大なる者為り。その自る所を原めるに、皆愚昧の徒、務めて詭異を為し、以て世を驚かせ俗を駭かせ、旌表を希求し、徭役を規避せんとす。……自今、人の子、父母の疾有りて、医治するも癒えず、控訴する所無く、已むを得ずして割股・臥冰するは、亦たその為す所を聽すも、旌表の例に在らず、と。詔してこれに従う。

### 『太祖実録』洪武二七年九月乙巳

洪武元年から二七年までの旌表状況を『実録』で確認してみると、孝行によって旌表された三〇名のうち、身を傷つける行為による者は洪武一八年（1385）以降一〇名確認できる。そしてそのうち五名は二六年（1393）に旌表されている（『太祖実録』洪武二六年六月丙子）。このような過程を経て身を傷つける行為への旌表は禁止されるが、その後の永樂年間でも孝子受旌者の大半は割股・割肝者であり、二一名のうち一五名が身を傷つける行為によっている。

王圻『続文献通考』卷四七、選舉考、孝廉、皇明には孝廉でもって推挙された人物が載せられているが、そのなかには身を傷つける行為によって官僚になった者がいる。『実録』を調べてみると、李德成は洪武二四年二月癸亥に「王興・王中・李德成を以て太常司贊礼郎と為す。俱に孝行を以て選挙せらる」とあり、その後洪武二六年二月己亥に尚宝司丞となり、さらに洪武二七年七月甲寅には「孝行の門」と旌表もされて

いる<sup>18)</sup>。よほど特殊な事例であったのか、知識人との交友があったのか、李徳成については劉三吾『坦齋劉先生文集』巻下、旌表李孝子誌石や、黃瑜『双槐歲鈔』巻四、孝子擢大学士にも洪武中の「孝子擢官」者として載せられている。この李徳成が行なった孝は、兵に追わられて河に身を投げた亡母が真冬に夢に現れて氷の下から出られないというため「臥冰」したというものであり、さらに劉三吾の伝によれば、李徳成は二五年一二月に対象は明らかでないが「割肝」したことによって尚宝司丞になったという。

さらに『続文献通考』の永楽年間の孝廉推挙者をみていくと、「割肝」によって任官された事例が確認できる。ひとりはが肝と臂を割いて祖母に食べさせ、洪武中の張信の事例のごとく尚宝司丞となった金吾右衛総旗張法保。もうひとりはが肝と股を割いて母に食べさせ、張法保の事例のごとく鴻臚司儀署丞となった南昌武寧県民陳仲賢である。そして二名とも『太宗実録』で旌表されたことが確認できる（永楽七年九月乙亥、壬辰）。このような旌表がほぼみられなくなり、孝子として旌表される者の多くが廬を作り墓守をする廬墓によるようになるのは、宣徳以降である<sup>19)</sup>。

そもそも割股は旌表目的でなされる行為として、人肉が薬になると言われ始めた唐代より問題視されてきた。しかし、北宋では「割肝」は旌表対象から除外することになるものの、南宋においては聖賢の教義に抵触しないような理由をつけながらではあるが、行為者の「誠」を前面に掲げて割股を称揚するようになり、実際に旌表された事例もある。しかしながら元代においては身を傷つける行為すべてが旌表対象から除外された<sup>20)</sup>。

孝が目的であっても身を傷つける行為は旌表対象から除外された。一方、自宮は本格的に割股が旌表されなくなった時代から禁令が繰り返し出されながらも行なわれ続けたのである。これは、朝廷による必要性の問題もあるであろうが、自宮者が北京に押し寄せるという止むをえない事情とも関係すると考えられる<sup>21)</sup>。しかし自宮・他宮問わず、宦官となり政権を掌握した事例があることから、宦官になることが結果的に富貴を得る手段となったことは了解できよう。

旌表はそれを受けたまでに事実確認を受ける必要があり、さらにその際に賄賂が必要になる。政権としても、孝子を官僚にすることもあったが、科挙が完備され正常に機能していれば、わざわざ割股者を官僚にする必要もない。さらに教化を目的とする旌表においては、身を傷つける不孝な行為は旌表対象としてふさわしくない。一方、宦官になるために都に行けば、自分の要望はすくなくとも朝廷に伝わる。

もうひとつ、不孝な行為となる、女性が操を守って死ぬ「烈」への旌表禁止は清代

雍正六年（1728）まで待つことになるが、そこでは「烈を以て生を損うは、割肝剥股の愚孝と、その事相い類す」とされる<sup>22)</sup>。実際にはその後も乾隆年間に再婚を拒み自害した娘の旌表申請が問題視される<sup>23)</sup>。養う人数を減らすために寡婦に再婚を強要することもあり<sup>24)</sup>、この状況は自宮と通ずるものである。

#### おわりに

明代の宦官を研究するうえで、『明史』宦官伝は最も基本となる史料であるが、伝というだけでなく、宦官の歴史、それも主として明朝滅亡への物語になっていることがわかる。それは、『明史』編纂者の宦官に対する評価を反映している。そして、日本における宦官研究も、君主独裁制とはいかなるものであったのか、あるいは明末に起こった党争や「礦税の禍」はどのようなものであったのか、いかにして明朝は滅亡したのか、という『明史』宦官伝の編纂者と問題意識は同じであったともいえる。

明代の自宮については、戦前にすでに注目され、そのあらましについては明らかにされていた。そして自宮が「富貴」を求めてなされる、科挙によって社会的流動性の高まった時代だからこそ行なわれ、問題視されたことも共通認識となっていた。しかし、清水以降、日本において自宮が本格的に研究されることなく、「富貴」を求めるための他の手段と関連付けて研究されることはなかった。しかし、自宮のみならず、旌表や割股といった中国特異な事柄に関する研究は<sup>25)</sup>、前近代中国を理解するうえで重要であったことが、今改めて了解されたであろう。

本稿では、『明史』宦官伝の特徴と明代宦官研究の状況を整理したうえで、特権獲得手段、社会的上昇手段としての自宮を研究する意義を提示したにすぎない。また、時代は異なるものの、ジェンダー視点から宦官を考察した論考もある<sup>26)</sup>。近年、研究環境は変化し、宦官に関する史料集も出されている。史料のデジタル化が進み、検索すればそれなりの情報を入手することも容易になった。しかし、その史料をどのような視点で分析するかが問われるようになってきてもいる。研究環境の向上したなかで、これまであまり研究されてこなかった人々の生存・生活戦略としての自宮について、様々な視点から考察していきたい。

註

- 1) 拙稿「孝子から節婦へ—元代における旌表制度と節婦評価の転換—」(『東洋学報』87(4)、2006)、「明代後半期の旌表—規定改定をめぐって—」(『名古屋大学東洋史研究報告』31、2007)、「明代正統・景泰年間における義民旌表と納粟入監」(『名古屋大学東洋史研究報告』33、2009)、「近世中国における「操を守った」女性たち」(『歴史の理論と教育』131、2009)。井上進・酒井恵子共訳注『明史選挙志—明代の学校・科挙・任官制度』1・2(平凡社、2013・2019)。
- 2) 『桑原隠藏全集』第一巻(岩波書店、1968) 東洋史説苑、464頁。
- 3) 清水論文で挙げられている史料はすべて返り点をうった原文であり、また詳細な書誌も示していないか、現在通用している版本と別のものであるからなのか巻数が異なるため、本文には書き下し文で挙げ、書誌も筆者が確認したものを記す。
- 4) 明代宦官研究については、遠藤尊信「明代宦官の経歴と宦官集團の変化について」(『集刊東洋学』102、2009)を参照されたい。遠藤は他に「明代の司礼監とその周辺」(『秋大史学』48、2002)、「司礼監太監に至る過程と宦官の経歴について」(『秋大史学』50、2004)がある。また、野田徹には以下の宦官に関する論文三篇がある。「明朝宦官の政治的地位について」(『九州大学東洋史論集』21、1993)、「明代在外宦官の一形態について—鎮守宦官をめぐって—」(『九州大学東洋史論集』24、1996)、「嘉靖朝における鎮守宦官裁革について」(『史淵』137、2000)。
- 5) 同じく王春瑜・杜婉言による編著『明朝宦官史料』(商務印書館、2016)は、この史料集に附録の論文が二篇追加されて新たに出版されたものである。
- 6) 中国の研究者は他に梁紹傑・趙令揚編『明代宦官碑伝録』(香港大学中文系、1997)も用いているが、日本では所蔵が確認できず、現在入手困難なことから、史料名のみを挙げておく。
- 7) 『明史選挙志—明代の学校・科挙・任官制度』1、309~314頁参照。
- 8) 前掲註1拙稿「明代後半期の旌表」、「明代正統・景泰年間における義民旌表と納粟入監」参照。
- 9) 清水論文22・23頁。徭役については『憲宗実録』成化元年七月丁巳「景泰以来、乃有自宮以求進者。朝廷雖暫罪之、而終收以為用。故近畿之民、畏避徭役、希覬富貴者、倣效成風、往往自戕其身及其子孫、日赴礼部投進」。
- 10) 前掲註1『明史選挙志』1、146~156頁参照。
- 11) 前掲註1『明史選挙志』1、177・178頁「歷科鄉試額數表」参照。
- 12) 前掲註1『明史選挙志』1、301頁「歷科進士登第者數表」参照。
- 13) 義民旌表については、前掲註1拙稿「明代正統・景泰年間における義民旌表と納粟入監」参照。
- 14) 渡昌弘「明代捐納入監概観」(『集刊東洋学』56、1986) 28頁参照。
- 15) 前掲註1拙稿「明代後半期の旌表」27・28頁参照。
- 16) 『桑原隠藏全集』第三巻(岩波書店、1968) 支那法制史、60~62頁。

- 17) 『桑原隠藏全集』第二卷（岩波書店、1968）東洋文明史論叢、196～203頁。
- 18) 『太祖実録』洪武二七年七月甲寅「旌表孝子李徳成及節婦高氏。徳成易州淶水県人。其母早亡、徳成念劬勞之恩、乃搏土肖象、日寘飲食、奉之如生。一夕夢母墮寒冰間、挽之不能得、既寤與妻王氏徒跣行三百里、至呂平墓所、臥冰七日、時天大雪、冰為融釈。鄉里称之、会朝廷徵孝廉、有司以徳成応詔、擢光祿司署丞、遷太常寺贊礼郎、尋陞尚宝司丞。至是復旌其門曰孝行之門」。
- 19) 『実録』で確認しうる、宣徳年間に孝行によって旌表された一九名のうち、一四名が廬墓により、その後の正統・景泰・天順年間の孝行によって旌表された者の約七割が廬墓による。なお『宣宗実録』宣徳元年（1426）五月庚子には、「行在礼部奏、錦衣衛總旗衡整女、母病篤、剖肝煮液、飲之而痊、宜旌表。上曰、為孝有道、孔子曰、身體髮膚、受之父母、不敢毀傷。剖腹割肝、此豈是孝、若至殺身、其罪尤大。況太祖皇帝已有禁令、今若旌表、使愚人效之、豈不大壞風俗。女子無知、不必加罪。所請亦不允」とあり、『英宗実録』正統元年（1436）閏六月戊辰には「福建都指揮僉事胡雄奏、臣于永樂間病目、幾至喪明。君男興剖肝以療、臣目復明、乞賜旌表。上以其非孝親正道、不允所請」と、剖肝した者の旌表申請に対し、旌表を許可しなかった事がみえる。なお『明史』卷二九六、孝義伝一、「沈徳四」伝にも割股者を列挙したのち、「迨英・景以還、即割股者亦格於例、不以聞、而所旌、大率皆廬墓者矣」と記されている。
- 20) 前掲註1拙稿「孝子から節婦へ」39～43頁参照。
- 21) 数の多い例としては、『孝宗実録』弘治六年正月丙戌「有自宮者数百人、擊登聞鼓、求進用」、『武宗実録』正徳七年四月戊寅「男子張用等五百餘人、自宮求進。命錦衣衛及五城兵馬司逐之。有潛居京師者、治以重罪」、『武宗実録』正徳一年五月甲辰「收自宮男子三千四百六十八人、充海戸、月予米人三斗。時自宮無票帖、未收者尚数千人。復扣礼部門。有旨、令逐回原籍、再至京奏擾者、罪之、然亦不能禁也」が挙げられる。
- 22) 光緒『大清会典事例』卷四〇三、礼部、風教、旌表節孝一「〔雍正〕六年（1728）諭。……烈婦之殉節捐軀、其間情事亦有不同者。或迫於貧窶而寡自全之計、或出於憤激而不暇為日後之思、不知夫亡之後、婦職之當尽者更多。上有翁姑、則當奉養以代為子之道、下有後嗣、則當教育以代為父之道。他如修治蘋蘩、經理家業、其事難以悉數、安得以一死畢其責乎。是以節婦之旌表、載在典章、而烈婦不在定例之内者。以烈婦捐生、与割肝割股之愚孝、其事相類。假若仿効者多、則戕生者衆、為上者之所不忍也。向來未曾通行曉諭、朕今特頒諭旨、著地方有司、廣為宣布、務期僻壤荒邱、家諭戶曉、俾愚民咸知孝子節婦之自有常道可行、而保全生命之為正理、則倫常之地、皆合中庸、不負国家教養矜全之德矣」。
- 23) 光緒『大清会典事例』卷四〇三、礼部、風教、旌表節孝一「〔乾隆〕十九年（1754）諭。山西巡撫恒文所題陽曲県烈女韓開姐請旌一本内称、開姐自幼聘与王朝藩為妻、夫死誓不再適、嗣伊父母以壻亡多日、央媒行聘、開姐遂自縊身死等語。閱其情節、開姐初志在於守節、本可不死、其死也皆伊父母貪得另聘財礼、迫之使然耳。迨至其女自縊、又復具呈請旌、冀領坊匾、所領尚浮於伊殯葬之費。且領匾之後、建坊与否、均未可知」。
- 24) 夫馬進「中国明清時代における寡婦の地位と強制再婚の風習」（前川和也編『家族・世帯・

家門—工業化以前の世界から—』ミネルヴァ書房、1993)。

- 25) 旗表については、小竹文夫「清代の旗表」(『支那研究』31、1933)、「中国の門閥旗表について」(『史潮』45、1952) がある。
- 26) 猪原達生「宦官」(『ジェンダーの中国史』勉誠出版、2015)、藤本猛「北宋時代における宦官世族—開封李氏の例を中心にして—」(『清泉女子大学人文科学研究所紀要』38、2017)、高瀬奈津子「唐代宦官家族における女性の役割に関する一試論」(『法史研究会会報』21、2018)などがある。

(さかい けいこ 三重大学人文学部)